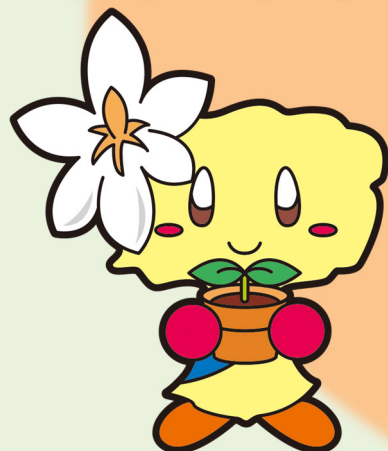


こうれいしゃ しょう しゃ 高齢者や障がい者への



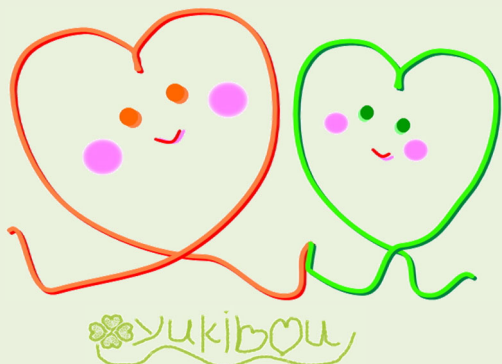
ぎゃくたい ぼうし 虐待を防止するために

あんしん く
～「みんな」が安心して暮らせるまち「おおぶ」～

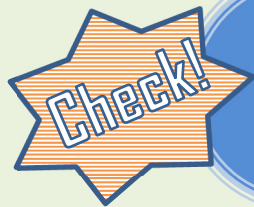
こうれいしゃ しょう しゃ ぎゃくたい こうれいしゃ しょう しゃ せんげん けんり がい
高齢者や障がい者への虐待は、高齢者や障がい者の尊厳と権利を害するもの
で、大きな社会問題となっています。

こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう こうれいしゃ しょう しゃ たしゃ
「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」では、高齢者や障がい者が他者からの
ふてきせつ あつか けんりりえき しんがい せいめい けんこう せいかつ そこ
不適切な扱いにより、権利利益を侵害されたり、生命、健康、生活が損なわれたり
することなく自立した社会生活を送ることができるよう、定めています。

ぎゃくたい ふせ ひとり もんだい し かんが たいせつ
虐待を防ぐには、一人ひとりがこの問題を知り、考えることが大切です。
また、ちいき ちいき いちいん こうれいしゃ しょう しゃ みな め む こえ
地域では、地域の一員である高齢者や障がい者に皆が目を向け声をかけ
みまも こうれいしゃ しょう しゃ にゅうしょし せつ しょくいんどうし ひび
見守りなどをする、高齢者や障がい者の入所施設などでは、職員同士で日々
のケアや支援を振り返ることなども必要です。



こうれいしゃ しょう しゃ
高齢者や障がい者の
せいかつ ば かか かたがた
「生活の場」に関わる方々の
ところ ぎゃくたい あんしん
心掛けによって、虐待がなく、安心して
く つづ
暮らし続けることができる“おおぶ”を
つくりましょう



こんなことが ぎゃくたい 虐待になります



ぼうりよく
暴力だけが
ぎゃくたい
「虐待」では
ありません

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること
また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること

《たとえば…》

- 叩く、殴る ●蹴る ●縛りつける
- 閉じ込める ●不要な薬を飲ませる など

《チェック！！》

- ☐ 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある
- ☐ 急におびえたり、怖がったりする
- ☐ 傷やあざの説明が変化する など

放棄・放任（ネグレクト）

入浴、洗濯、排せつや食事などの世話をしないことや福祉サービスや医療を受けさせない、不潔にさせる、心身を衰弱させること

《たとえば…》

- 食事をつくってあげない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療を受けさせない
- 福祉サービスを受けさせない など

《チェック！！》

- ☐ 体から異臭がする、同じ服を着ている
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否する
- ☐ 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない など

心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

《たとえば…》

- どなる ●悪口を言う
- 仲間に入れない ●わざと無視する など

《チェック！！》

- ☐ おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす
- ☐ 攻撃的な態度が見られる、表情が無くなる
- ☐ 自分で自分を傷つける行為をする など

性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

《たとえば…》

- 性交 ●性器への接触
- わいせつな話をする、映像を見せる
- キスをする ●裸にする など

《チェック！！》

- ☐ 肛門や性器などに出血や傷が見られる
- ☐ 人目を避け、部屋に一人でいたがる
- ☐ 人に相談するのをためらう など

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと

《たとえば…》

- 日常生活に必要な金銭を与えない
- 勝手に財産や預貯金を使う など

《チェック！！》

- ☐ お金を使っている様子が見られない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 生活費などの支払いができていない など

ようごしゃ かぞく かた 養護者（ご家族など）の方へ

ひとりで抱え込んでいませんか？無理をせず、
まずは身近な方に相談してみてください

虐待が起こる背景には、いろいろな事情があります。

「介護の仕方が分からない」「介護に疲れている」「経済的に困っている」など、養護者側に
事情があることも少なくありません。虐待された方はもちろん、虐待をしてしまった方も
苦しんでいる場合があります。



虐待行為そのものはあってはいけないことですが、虐待をしてしまった方を責めるのではなく、
虐待につながってしまう背景にある問題が解消されるように、他の家族や支援者と一緒に考えていく
ことが大切です。養護者の負担を減らすための福祉サービスや、相談・支援をする機関や事業所があ
ります。無理をせず、まずは身近な方に相談してみてください。



しせつ など はたら かた 施設等で働く方へ

「ちょっと不適切かな？」という気づきが大切

高齢者や障がい者への不適切な対応の延長線上に、利用者の命を奪うような虐待があります。小さなボタンの掛け違
いから取り返しのつかない虐待に発展するのを防ぐために、早い段階で「虐待の芽」を摘む必要があります。そのために
は、高齢者や障がい者の支援に携わる職員一人ひとりが常に「この対応は適切かな？不適切かな？」と疑問に思うこと
を忘れず、かつ職員同士で話し合い、日頃の支援を確かめ合える職場環境を作る、日々の支援を
振り返る機会を作る（研修）といった取組みが虐待の防止につながります。



しょうしゃ しょう かた やと じぎょうぬし かた 使用者（障がいのある方を雇っている事業主など）の方へ

障がいのある方を雇用している方も「虐待者」となりえます。

障がいのある方の人権や障がい者虐待についての理解を深めるとともに、さまざまな障がいの特性を学ぶことや、
従業員に対する研修を行うことも大切です。

しみん 市民のみなさんへ

虐待はどこでも、誰でも、起こりうる問題です

初めから「痛い思いをさせてやろう」として起こる虐待は少なく、多くは介護知識不足や介護負担、経済的な事情、
これまでの関係性など、虐待に至るまでの経緯や背景が存在します。中には一生懸命介護しようとした結果、やり方
を間違えてしまった、我慢の限界を超えて手を出してしまった…という事例もあります。

何気ない高齢者や障がい者への言動が、差別や不当な扱いとなり、虐待につながっていく場合もあります。
高齢者や障がい者への虐待は重大な権利侵害ですが、虐待者を責めるばかりではなく、みなさん一人ひとりがこ
の問題に対する認識と理解を深めることが、虐待を防ぐための第一歩です。



虐待かな？と思ったら速やかに通報を！

虐待を発見した場合は国民の誰もが通報の義務を負っています。「虐待かな？」と感じたら、
通報してください。

虐待をしている人には、虐待している認識がない場合があります。また、虐待されている人が、自分が虐待を受けていると認識できていないことで自分から訴えられない場合があります。
市民一人ひとりが、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。
地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている方だけでなく、虐待している家族や、虐待が起きている施設が抱える問題の解決につながります。

Q. 近所の人のことを通報してしまうと近所付き合いがギクシャクしたりしませんか？

A. 通報や届出をした方の情報は守られます。
また、匿名の方からの話もうかがいます。

Q. 私は施設で働いています。職場で虐待を発見して通報したら、自分が職場に
いられなくなってしまうのでしょうか？

A. 通報や届出をした方の情報は守られます。
また、通報者は通報を理由とする解雇や、不利益な取扱いを受けないことが
法律に明記されています。

※通報を元に調査・事実確認を行って虐待かどうかを判断し、しかるべき支援等に繋がります。
調査の結果、虐待でなかったとしても通報した方に不利益が生じることはありません。
「虐待かな？ どうか？」と迷う場合でもご相談ください。

●通報先・届出先

大阪府高齢者・障がい者虐待防止センター

〒474-0035 大阪府江端町六丁目13番地の1

電話 0562-45-5447 ファックス 0562-45-5440

※休日・夜間は大阪府役所へご連絡ください

大阪府役所(代表) 電話 0562-47-2111 ファックス 0562-44-3933

イラスト協力:yukibou さん